

# 天津大野木マイツニューズレター

## 2010年03月号

2010年3月17日 担当:安達友信

### 駐在員事務所及び非居住者の査定徴収課税強化について

昨年から続く非居住者企業に対する課税強化の一環として、駐在員事務所の企業所得税計算方式や査定利益率の引き上げ及び非居住者の査定徴収課税における利益率の引き上げ等を規定した通知が2010年2月20日付で公布されており、当該通知により駐在員事務所の税負担は最低でも従来の1.5倍となります。

#### 1. 駐在員事務所の課税強化について (外国企業常駐代表機構の税込管理暫定弁法 国税発[2010]18号)

	新通知	従来
1. 課税方式と適用対象	①帳簿を設置し有効な証憑に基づいて記帳できる場合 ⇒実質所得課税方式 ②帳簿が不完全であり、収入は正確に報告できるが原価費用を報告できない場合 ⇒推定利益課税方式 ③帳簿が不完全であり、経費は正確に報告できるが収入或いは原価を報告できない場合 ⇒経費支出課税方式	9種の課税業務の分類に基づいて、実質所得課税方式、推定利益課税方式、経費支出課税方式のいずれかの方式を採用。 (例:弁護士会計事務所・コンサル等=実質所得課税方式。日本本社のために各種サービスを行う場合=経費課税方式。その他=推定利益課税方式)
2. 査定利益率	<u>15%を下回ってはならない。</u>	10%
(注) 各課税方式の計算式	1. 企業所得税 (税率 25%) ①実質所得課税方式 = (収入金額 - 原価・経費) × 税率 ②推定利益課税方式 = 収入金額 × 査定利益率 × 税率 ③経費支出課税方式 = (経費支出総額 ÷ (1 - 推定利益率 - 営業税率 5%)) × 推定利益率 × 税率 2. 営業税 (税率 5%) ①実質所得課税方式・推定利益課税方式 = 収入金額 × 5% ②経費課税方式 = (経費支出総額 ÷ (1 - 推定利益率 - 営業税率 5%)) × 税率	

※当通知は2010年1月1日より施行。

#### 2. 非居住者の企業所得税査定徴収課税強化について (非居住者企業所得税査定徴収管理弁法 国税発[2010]19号)

1. 納税方法及び課税方式	①申告納税方式: 帳簿を設置し、合法・有効な証憑に基づき記帳を行い、実質所得による申告納税 ②査定徴収方式: 帳簿が不完全であり資料が不足して検査が難しい等、正確に実質所得を計算する事ができない場合には、税務機関は以下の方式を採用して課税所得額を査定する事ができる。 i) 収入を正確に計算できるが、コスト費用を計算する事ができない場合 課税所得額 = 収入総額 × 税務機関査定利益率 ii) 正確にコスト費用を計算する事ができるが、収入を計算する事ができない場合 課税所得額 = コスト費用総額 ÷ (1 - 税務機関査定利益率) × 税務機関査定利益率 iii) 正確に経費支出総額を計算する事ができるが、収入及びコスト費用を計算する事ができない場合 課税所得額 = 経費支出総額 ÷ (1 - 税務機関査定利益率 - 営業税率) × 税務機関査定利益率
2. 査定利益率	①工事作業請負、設計及びコンサル業務: 15%~30% ②管理役務業: 30%~50% ③その他の役務及び役務以外の経営活動: 15%以上 ※税務機関は根拠があって実際の利益率が上記利益率よりも高いと考える場合には、上記利益率よりも高い利益率によって課税所得を査定できるとされている。
3. 販売契約に付帯サービスが含まれる場合	貨物販売契約に付帯する役務サービスの金額を明記していない場合やその価格が不合理である場合には、税務機関は実際の状況に基づき、類似する業務の価格計算水準を参照して役務収入額を算定する事ができる。参照する標準がない場合には、貨物販売契約金額の10%以上で役務収入を確定する。
4. 役務サービスが国内と国外で行われる場合	役務発生地原則により国内収入と国外収入を合理的に区分し、国内収入に対して課税。ただし、納税者が真実有効な証明を提供する事ができない場合には、税務機関は全て中国国内で発生したものとみなして課税する事ができるとされている。

※当通知は2010年2月20日より施行。

(完)